

第2回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

平成30年2月9日（金） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業
委員

福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三 ・ 林 安廣
梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 山口 基治 ・ 森瀬 宏
野々村 貢 ・ 清水 健吉 ・ 江崎 和浩 ・ 中川美那子
江崎 美咲 ・ 國井 忠男 ・ 古田 薫

欠席農業
委員

櫻井 宏 ・ 林 孝雄

会 長

栗本 恒雄

出席農地
利用最適
化推進委
員

伊藤 一仁 ・ 伊藤 義照 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先
奥村 富則 ・ 神谷 保行 ・ 岸野 治郎 ・ 栗原 修司
後藤 宗夫 ・ 杉本 宜永 ・ 鷺見 郁雄 ・ 高橋 直美
辻 政廣 ・ 戸崎 和美 ・ 福井 正弘 ・ 村瀬 新一
山田 貞夫

事 務 局

事務局長 奥田 泰史
副主幹 伊佐治 伸一 主査 高島 明見
主任主事 矢島 功大 主任主事 小栗 照之
主事 片岡 美晴 主事 佐藤 優希
主事 福菌 いづみ

関 係 者

農林部次長兼農林政策課長 大久保 義彦
農林部農林政策課主任 柳原 浩亮

議 案

第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について

第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について

第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について

第 8 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

第 9 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について

議 長

時間もまいりましたので、ただいまから、平成 30 年第 2 回農業委員会総会を開会致します。ただいまの出席委員は、18 名中 16 名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告致します。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を慣例によりまして、私から指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号 3 番河田均委員、議席番号 4 番永田昭三委員の両委員、よろしく申し上げます。

議 長

本日、農地利用最適化推進委員の御出席がありますので、農地利用最適化推進委員の方も意見や質問がありましたらよろしく申し上げます。

(清水健吉委員退席)

議 長

それでは、議案の審議に入ります。議案第 5 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 8 件、使用貸借による権利の設定 2 件、以上を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

それでは、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について説明させていただきます。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請のいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願い致します。申請明細1番、長良地区からの申請内容は、所有権の移転で、高齢になり耕作困難になってきた譲渡人が農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を売却するものです。

申請明細2番、木田地区からの申請内容は、使用貸借の権利設定で、貸人は、高齢のため耕作困難で農業経営の縮小を図り、受人はこの農地を借りて農業経営の拡大を図るものです。

申請明細3番、同じく木田地区からの申請内容は、使用貸借の権利設定で、貸人は、高齢のため耕作困難で農業経営の縮小を図り、受人はこの農地を借りて農業経営の拡大を図るものです。

申請明細4番、黒野地区からの申請内容は、所有権の移転で、この度、譲渡人は農業経営の縮小を図り、譲受人はこの農地を取得して農業経営の拡大を図ろうとするものです。

3ページをお願い致します。

申請明細5番、同じく黒野地区からの申請内容は、所有権の移転で、譲渡人は地区外に居住しており申請地の管理が不便なため売却するものです。譲受人はこの農地を取得して農業経営の拡大を図るものです。

申請明細6番、七郷地区からの申請内容は、所有権の移転で、譲渡人は高齢のため、農地を売却して農業経営の縮小を図り、譲受人はこの農地を取得して農業経営の拡大を図るものです。

申請明細7番、芥見地区からの申請内容は、所有権の移転で、譲渡人の2名は申請地を相続しましたが、農業経営の経験があまりないため、売却して農業経営の縮小を図るものです。譲受人はこの農地を取得して農業経営の拡大を図るものです。

4ページをお願い致します。

申請明細8番、同じく芥見地区からの申請内容は、所有権の移転で、申請地は以前から譲渡人と譲受人の間で使用貸借の権利設定がされておりました。今回、譲受人はこの農地を取得して農業経営の拡大を図るものです。

申請明細9番、網代地区からの申請内容は、所有権の移転で、

高齢になり耕作困難になってきた譲渡人が農業経営の拡大を図る譲受人へ田を売却するものです。

申請明細10番、柳津地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小をしようとする譲渡人が農業経営の拡大を図る譲受人に田を売却するものです。

以上となります。

議長

ただいま、議案第5号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2ページ1番の長良地区の申請については、担当地区の森瀬宏委員、御説明をお願いします。

森瀬委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人から、隣地の農地の所有者である譲受人へ、農地を売買するものであります。

1月22日に、農地利用最適化推進委員、農政推進委員、事務局職員と共に、現地立会いを行いました。

譲受人は長良地区で主に果樹を中心に栽培しており、今回の申請地では、いちごを栽培する予定です。また、地域の取り決めなども承知しており、耕作状況も問題ありませんので、地元といたしましても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく2ページ2番及び3番の木田地区からの申請については、担当地区の西垣隆委員、御説明をお願いします。

西垣委員

今回の申請について、使用借人は平成29年第7回の農業委員会農地部会にて許可され、木田地区で新たに農業経営を開始された方です。今回の申請地においても、水稻を栽培される予定と聞いております。

使用借人は地区外の方ですが、農業経験は豊富でございます。また農機具なども事務局員が確認してございます。

なお、地元の取り決めも十分に理解していただいておりますので、地元としては問題が無いものと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく2ページ4番及び3ページ5番の黒野地区からの申請については、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

4番の申請ですが、譲渡人はこの度農業経営を廃止することです。

1月24日に黒野地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。譲受人は申請地で引き続き柿を栽培する予定とのことです。

譲受人は、農政推進委員でもありますので、地域の取り決め等十分理解しており、許可については問題ないと考えております。

続きまして5番ですが、譲渡人は4番と同じ方です。譲受人は農業経営の拡大を図るもので、現在も多くの農地を耕作しておられます。

同じく1月24日に3名で現地立会いを行いました。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

譲受人は、黒野地区で水稻、野菜を耕作しておられます。用水費の負担分担、農薬の使用方法などの地域の取り決めも非常によく理解しておられ、許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく3ページ6番の七郷地区からの申請については、担当地区の西垣隆委員、御説明をお願いします。

西垣委員

今回の申請は、高齢のため、農業経営を廃止する譲渡人が農業経営の拡大を図る譲受人へ所有権移転を行うものであります。

1月25日に七郷地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員とともに現地立会いを行いました。申請地では野菜を栽培する予定とのことです。

譲受人は、七郷地区で水稻、野菜を耕作しており、農業経験も豊富です。

地域の取り決めも理解しており、許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく3ページ7番及び4ページ8番の芥見地区からの申請については、事務局より説明をいたします。

伊佐治副主
幹

7番の申請につきまして、譲受人は本農業委員会の委員であり、芥見地区を中心に水稻栽培を行う法人の代表者であります。農業経営を縮小したい譲渡人の意向を受け、地域の担い手として農地を譲り受けるものです。

1月17日に現地立会いを実施し、申請地の田については水稻及び大豆を、畑については一般野菜及びみかんを栽培する予定と確認しております。

8番の申請につきましては、譲受人は申請地に隣接する農地の所有者であります。農業経営の拡大を図るため所有権を取得するものです。

8番につきましても1月17日に現地立会いを行い、隣接する農地と一体利用して水稻を栽培していくことを確認しております。

7番及び8番のいずれの譲受人も農機具の保有状況や地域の取り決めの理解等に問題は無く、地区農政推進委員会において許可は問題ないと判断されております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ9番の網代地区からの申請については、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

今回、譲渡人は農業経営を縮小するとのこと。譲受人は地元で非常に熱心に農業をされている方で、地域の取り決め等、しっかりと確認されています。

1月15日に網代地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。申請地では水稻を栽培する予定とのこと。

許可については問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ10番の柳津地区からの申請については、担当地区の梶下信孝委員、御説明をお願いします。

梶下委員

今回の申請は、譲受人が所有する土地を売るため、その代替地

として農地を取得するものであります。

2月2日に佐波及び高桑担当の農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。申請地では引き続き水稻を栽培する予定とのことです。

譲受人は地元に住んでおり、水稻を中心に耕作しております。耕作状況も問題ありません。

地域の取り決めも把握しておられ、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第5号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

(清水健吉委員復席)

議長

引き続きまして、議案第6号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第6号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請であります。

今回は、6ページの用途区分別総括表にありますように、1件で、転用面積は畑145平方メートルとなっております。

7ページをお願い致します。

申請明細1番、合渡地区の申請内容は太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の

線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された街区に占める宅地の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断されますので許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

議案第6号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転5件、使用貸借による権利の設定2件、以上を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。

9ページをお願い致します。

総括表にありますように、用途区分別では一般個人住宅が2件、学校用地が1件、工業及び鉱業用地が1件、店舗等施設が1件、貸駐車場及び資材置場が1件、その他1件、合計7件で、転用面積は田畑合計7,038.59平方メートルとなっております。

10ページの申請明細をお願い致します。

申請明細1番、黒野地区から申請内容は、使用貸借の権利設定で貸人の長男の住宅に転用するものです。申請地は市街化調整区域内の宅地の状況から見て、住宅の用若しくは事業の用に供する

施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地であります。第1種許可基準にあります住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当しており、これを準用できますので許可し得るものです。

申請明細2番、方県地区からの申請内容は神社敷地を拓げるために農地を取得し、駐車場に転用するものです。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地であります。原則不許可であります。例外規定としまして、既存施設の敷地拡張の場合、敷地拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当するため許可し得るものであります。また農用地の除外に係る手続きは終了しております。

申請明細3番、西郷地区からの申請内容は、使用貸借の権利設定で貸人の分家住宅に転用するものです。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種許可基準にあります住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当しており、許可し得るものです。これも農用地の除外に係る手続きは終了しております。

申請明細4番、岩地区の申請内容は資材置場に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された街区に占める宅地の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断されますので許可し得るものです。

11ページの申請明細をお願い致します。

申請明細5番、網代地区からの申請内容は、貸駐車場に転用するものです。申請地は市街化調整区域内の宅地の状況から見て、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地であります。第1種許可基準にあります住宅その他申請に係る土地

の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当しており、これを準用できますので許可し得るものです。

申請明細6番、柳津地区からの申請内容は医療、福祉施設の駐車場に転用するものです。1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので議案書45ページに位置図を付けてごさいます。御覧ください。転用される場所は、佐波地区の中央部、市の施設「もえぎの里」から西へ約500メートル、県道154号線のすぐ南に位置している農地であります。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地であります。原則不許可であります。例外規定としまして、既存施設の敷地拡張の場合、敷地拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当するため許可し得るものであります。

11ページにお戻りください。

申請明細7番、同じく柳津地区からの申請内容は大学の駐車場に転用するものです。1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので議案書末尾46ページに位置図を付けてごさいます。御覧ください。転用される場所は、高桑地区の北部で、一級河川大江川の東約300メートル、県道157号線から北へ約200メートルのところに位置している農地であります。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地であります。原則不許可であります。例外規定としまして、既存施設の敷地拡張の場合、敷地拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当するため許可し得るものであります。

申請明細6番と7番につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので関係者との現地立会を実施しています。

以上となります。

議 長

ただいま、議案第7号について事務局から説明を受けましたが、11ページ6番及び7番の柳津地区から申請されました農地転用については、現地調査を行いましたので、担当地区の楢下信孝委員、御説明をお願いします。

梶下委員

6番の申請は、介護老人保健施設の既存敷地だけでは駐車場のスペースが確保できず業務に支障があったため、新たに駐車場敷地として農地を転用しようとするものであります。

農地の転用にあたり、2月7日に佐波及び高桑担当の農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。水路の管理に支障が無いようにあぜ草の処理等、地域への協力、また近隣農地への影響のないようお願いしております。

以上、地元としても許可は問題ないものと考えています。

7番の申請は、申請地の近くにあります大学の学生用駐車場を増設するものです。

農地の転用にあたり、2月2日に佐波及び高桑担当の農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。申請地北側水路に影響を及ぼさないように造成すること、また南側道路へのすり付け舗装及びフェンスの設置、そして農地転用後は駐車台数が多くなりますので、適切に駐車場を管理をすることを事業者に依頼しております。

以上、地元としても許可は問題ないものと考えています。

議長

ありがとうございました。

議案第7号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、議案第8号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出25件、第4条届出16件、第5条届出78件、以上を報告させていただきます。

事務局の説明を求めます。

それでは、議案第8号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明させていただきます。

はじめに第3条の3の規定による許可不要であります相続等による農地の権利取得の届出です。

13ページをお願い致します。

各地区別の報告となっております。届出のありました25件の内訳は、

田が47筆40,460.50平方メートル、
畑が39筆15,003.26平方メートルで、
合計86筆55,463.76平方メートルでした。

続きまして14ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。用途区分別では、一般個人住宅2件、集団住宅その他が5件、工業及び鉱業用地が1件、店舗等施設が1件、貸駐車場及び資材置場が7件、合計16件、面積といたしましては、田畑合計で11,408.43平方メートルでした。

受理明細は15ページから18ページに記載してございます。

続きまして、19ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。用途区分別では、一般個人住宅が26件、集団住宅その他が32件、道水路及び鉄道用地が1件、官公署及び病院等公的施設が3件、工業及び鉱業用地が5件、店舗等施設が7件、農林漁業用施設が1件、貸駐車場及び資材置場が2件、その他が1件、合計78件、面積といたしましては、田畑合計で35,734.45平方メートルでした。

受理明細につきましては、20ページから39ページとなっております。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、平成30年1月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告させていただきます。

以上となります。

ただいまの議案第8号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして、議案第9号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

奥田事務局
長

議案第9号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定についてを説明させていただきます。

この指針ですが、平成28年に改正された農業委員会等に関する法律第7条第1項において、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならないとされており、また、同条第2項では、農業委員会は、指針を定めるときは農地利用最適化推進委員の意見を聴かななければならないとされています。

今回、議案として出させていただきました指針は、昨年11月28日と本年1月29日の2回にわたり、農地利用最適化推進委員会議を開催し、農地利用最適化推進委員の皆さんに意見をお聞きしたものであります。

41ページを御覧ください。はじめに指針について読み上げさせていただきます、その後、農地利用最適化推進委員会議でありました意見等を説明させていただきます。

第1、基本的な考え方でございますが、農業委員会等に関する法律、以下、法と表記いたします。この改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては農地等の利用の最適化の推進が重要な必須事務として、明確に位置づけられました。

本市の農業は、自然的・社会的・経済的な立地に恵まれ、生産性・収益性の高い作物の導入により、新鮮で安全な農作物を安定的に供給しております。

しかしながら、農業従事者の高齢化や農業後継者の減少による担い手不足など、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、新たな遊休農地の発生が懸念されていることから、解消と発生防止に努めていく一方、認定農業者や農地所有適格法人など地域担い手農家の育成、確保に努めるとともに、担い手への農地利用の集積、集約化に取り組んでいく必要があります。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員、以下、推進委員と表記いたします。農業委員と推進委員が連携し、担当地域ごとの活動を通じて農地等の利用の

最適化が一体的に進んでいくよう、岐阜市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めます。

この指針は、農林水産業・地域の活力創造プランで今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の活動や調査結果により適宜検証、見直しを行います。

なお、単年度の具体的な活動については農業委員会事務の実施状況等の公表についてに基づく目標及びその達成に向けた活動計画のとおりといたします。

続きまして、第2、具体的な目標と推進方法の(1)遊休農地の発生防止・解消について、1、遊休農地の解消目標ですが、現状である平成29年3月の管内の農地面積は3,890ヘクタールで、遊休農地面積は20.8ヘクタールあり、遊休農地の割合は0.53パーセントとなっております。3年後である平成32年3月の目標は、管内の農地面積は3,830ヘクタール、遊休農地面積は19.15ヘクタール、遊休農地の割合は0.50パーセントとし、目標の平成35年3月は、管内の農地面積は3,770ヘクタール、遊休農地面積は18.85ヘクタール、遊休農地の割合は0.50パーセントといたします。

42ページをお願いします。

(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法、①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施についてですが、1つ目として、農業委員及び推進委員は、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査及び同法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について協議、検討し、調査の徹底を図ります。それぞれの調査時期については、農地法の運用についてに基づき実施します。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止、早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施します。

2つ目として、利用状況調査は、市農業委員会が独自で委嘱する農地利用状況調査員の協力を得て実施します。

3つ目として、利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行います。

4つ目として、利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに農地情報公開システムに反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図ります。

②農地中間管理機構との連携についてですが、利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行います。

続きまして、2. 担い手への農地利用の集積・集約化について
(1) 担い手への農地利用集積目標ですが、現状である平成29年3月の管内の農地面積は3,890ヘクタールで、集積面積は658.50ヘクタールあり、集積率は16.89パーセントとなっております。3年後である平成32年3月の目標は、管内の農地面積は3,830ヘクタール、集積面積は1,857.55ヘクタール、集積率は48.50パーセントとし、目標の平成35年3月は、管内の農地面積は3,770ヘクタール、集積面積は3,016.00ヘクタール、集積率は80.00パーセントといたします。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法、①人・農地プランの作成・見直しについてですが、農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、市内30地区の農政推進委員会を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある人・農地プランの作成と見直しに取り組みます。

43ページをお願いします。

②農地中間管理機構との連携についてですが、農業委員会は、岐阜市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止、縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、人・農地プランの作成、見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。

③農地の利用調整と利用権設定についてですが、管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整、交換と利用権の設定を推進します。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手が

いない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進します。

④所有者等を確認することができない農地の取扱いですが、所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て岐阜県知事の裁定で利用権が設定できる制度を活用し、農地の有効利用に努めます。

続きまして、3. 新規参入の促進について、(1) 新規参入の促進目標ですが、現状である平成29年3月の新規対象者数と新規参入者取得面積は5経営体、1.3ヘクタールとなっております。3年後である平成32年3月の目標は、15経営体、3.9ヘクタールとし、目標の平成35年3月は、30経営体、7.8ヘクタールといたします。なお、3年後の目標と目標の数値は累計値で表示しております。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法、①関係機関との連携についてですが、都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者、法人を含みますが、こうした方を把握し、必要に応じて現地見学や相談を実施します。

②新規参入者への協力についてですが、岐阜市、農協等と連携し、新規参入者、法人を含みますが、これらの情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップに協力します。

44ページをお願いします。

4. その他ですが、この指針は、農地等利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを図ります。

以上が、平成35年3月を目標とした岐阜市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針となります。

農地利用最適化推進委員会議において、3点の質問、意見が出されましたので、その内容を説明させていただきます。

1点目ですが、42ページの2. 担い手への農地利用の集積・集約化について、(1) 担い手への農地利用集積目標の表にあります集積率80パーセントについて、どのように取り組めばよいのかということでありました。ここで言っている集積率ですが、認定農業者等が耕作する自作地を含む農地をカウントしているものであります。そのため、認定農業者を増やすことにより集積率は上昇します。岐阜市の認定農業者は現在約130者となっております。

りますが、農家戸数に対して認定農業者の数は全国的に見ても非常に少ない状況にありますので、これから岐阜市で農業を頑張ろうとしている方に認定農業者になってもらうよう、農地利用最適化推進委員の皆さんとともに取り組みたいと考えております。

また、2015年農林業センサスの調査結果を見ますと、岐阜市においても販売農家の農業経営者の平均年齢が60歳を超えております。更に農業後継者についても3分の2の販売農家がないと回答しております。このような状況であることから、岐阜市においても、今後、担い手がいなくなる空白地域の発生が懸念されますので、各地域で認定農業者をはじめとする担い手の確保と育成、集落営農組織の法人化に取り組んでいただくよう進めたいと考えております。

2点目ですが、43ページの②農地中間管理機構との連携についてであります。リストの作成を早く行って欲しいとのことでありました。(ア)(イ)(ウ)の全てを直ぐに作成することは難しいですが、できるものから取り掛かりたいと考えております。

3点目ですが、同じく43ページの③農地の利用調整と利用権設定についてであります。農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の内容を知りたいとのことでありました。

農地利用最適化推進委員会議で出されました意見等は以上でございます。

説明等長くなりましたが、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議 長

ただいま、議案第9号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、現在、岩地区において砂利採取に伴う一時転用許可がされています。

岩地区の工事の進捗状況について担当地区の清水健吉委員、御説明をお願いします。

清水委員

砂利採取の状況を報告致します。

現在も引き続き埋戻し作業が行われております。

2月1日に事業者と県及び市の関係部局による定期立入検査がありました。埋戻しに使用する土に公共工事の建設残土を追加する旨の変更があったため、県への採取計画変更届書の提出を指導し、2月5日付で提出されています。

埋戻しの完了は3月下旬から4月上旬予定と聞いておりますので、今後も引き続き、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

議長

ありがとうございました。

ただいま、報告のありました、工事の進捗状況について、何か御質問等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御質問も無いようですので、砂利採取の報告については、これをもって終わらせていただきます。

なお、岩地区については今後も引き続き中間報告をお願いしたいと思います。

議長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了致しましたので、本日の会議はこれにて終了致します。

議長は、本日の会議終了につき午後3時53分閉会を宣す。